

海難の調査と審判

海難審判法は、職務上の故意又は過失によって海難を発生させた海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人に対する懲戒を行うため、国土交通省に設置する海難審判所における審判の手續等を定め、もって海難の発生の防止に寄与することを目的としています。

海難審判所（東京）及び全国8箇所の函館、仙台、横浜、神戸、広島、門司、長崎地方海難審判所と那覇支所では、海難を認知すると直ちに、海難の事実を調査するとともに証拠の集取を行い、海難審判によって海難の態様や職務上の故意又は過失を明らかにし、懲戒を行っています。

1 海難調査

海難発生

海難審判法は、我が国の河川や湖沼及び世界のあらゆる水域で発生した日本船舶の海難を対象としています。



認知、立件及び調査

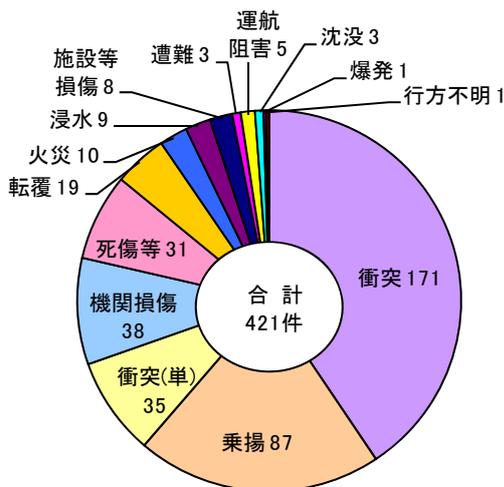
理事官は、関係官署からの報告や新聞・テレビの報道等により、発生した海難を認知した場合は、直ちに事実関係の調査を行い、海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人の職務上の故意又は過失によって発生したと認めたときには、立件して海難の調査及び証拠の集取を行います。

海難は、人の行為、船舶の構造・設備・性能、運航・管理形態、労働環境、海上環境、自然現象の諸要素が複合して発生することが多いことから、理事官は、海難関係人との面接調査、船舶その他の場所の検査、海難関係人・官庁からの報告又は帳簿書類・資料の提出、科学的な知識又は判断が必要なときの鑑定等により、事実関係や職務上の故意又は過失の認定に必要な事項について調査し、証拠の集取を行っています。

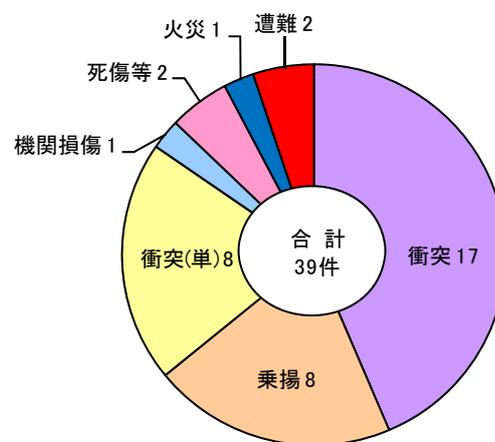
審判開始の申立て

理事官は、調査の結果、海難が海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人の職務上の故意又は過失によって発生したものであると認めるときは、海難審判所又は地方海難審判所にその海難の審判開始の申立てを行います。このとき、海難の発生に関係のある者が、海技士、小型船舶操縦士又は水先人の場合は、それらの者を受審人に指定し、海難において受審人以外の当事者であって受審人に係る職務上の故意又は過失の内容及び懲戒の量定を判断するために必要があると認める者（船舶所有者・船舶管理会社・造船会社など）を、指定海難関係人に指定します。

申立て件数

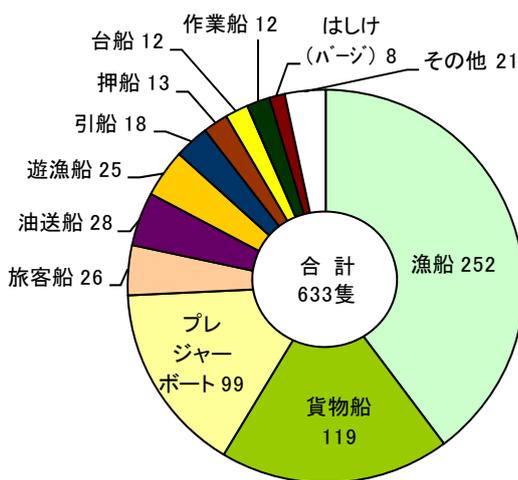


平成20年1月から9月まで

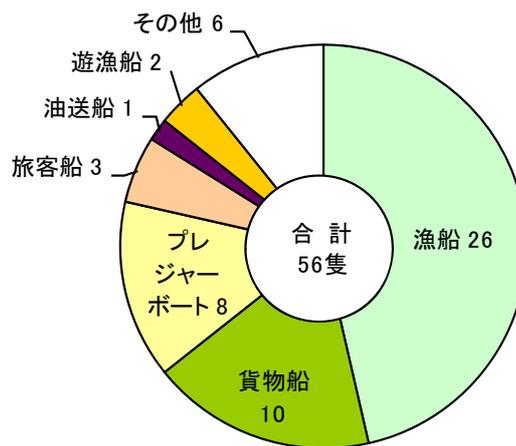


平成20年10月から12月まで

申立て隻数



平成20年1月から9月まで



平成20年10月から12月まで

※平成20年1月から9月までは海難審判庁理事官が、同年10月から12月までは海難審判所の理事官がそれぞれ申立てした件数または隻数で、10月から12月までの数値は、海難審判庁理事官が行っていた申立てに該当する事件より、次の事件を除いた数値となっております。

- ①浮流物接触（流木との接触など）、船底擦過、岸壁擦過など損傷が軽微な事件
- ②懲戒の対象者の存在しない事件（船長等が死亡した事件、外国船のみの事故で水先人の乗船していない事件など）

2 海難審判

理事官から「審判開始の申立て」があると、審判官による海難審判を通じて海技士、小型船舶操縦士又は水先人に対する懲戒処分を行います。

海難審判は、公開の審判廷で、審判官（海難審判所は、3名の審判官で構成する合議体で、地方海難審判所においては通常1名の審判官）及び書記が列席し、理事官立会のもと、受審人及び指定海難関係人とそれを補佐する補佐人が出廷して行います。

海難審判の審理は、証拠調べや意見陳述を口頭弁論によって行い、その中で必要に応じて、証人、鑑定人、通訳人に出頭を求めます。

審理が終了すると、受審人への懲戒（免許の取消し、業務の停止、戒告）を裁決によって言い渡します。裁決では、海難の事実及び受審人に係る職務上の故意又は過失の内容が明らかにされます。

この裁決に対して不服がある場合は、裁決言渡しの翌日から30日以内に東京高等裁判所に裁決取消しの行政訴訟を提起することができます。

東京高等裁判所へ裁決取消しの行政訴訟の提起がない場合は、裁決が確定し、言い渡された懲戒の内容を理事官が執行します。

業務停止の裁決があったときは、理事官は、海技免状若しくは小型船舶操縦免許証又は水先免状を取り上げ、期間満了の後これを本人に還付します。

海難審判の諸原則

◇公開主義◇

すべての海難審判は、誰でも自由に傍聴できます。

◇口頭弁論主義◇

当事者の主張や立証に十分な機会を与えるため、書面のやりとりのみでなく、審判廷で当事者が口頭により直接弁論します。

◇証拠審判主義◇

海難審判所の裁決は、海難の事実及び職務上の故意又は過失の内容を明らかにし、かつ、証拠によってその事実を認めた理由を示さなければならないことから、過失判断や懲戒の必要性を判断する基礎となる海難の事実を認定します。事実の認定にあたっては、公正を確保するため、審判で取り調べた証拠によらなければなりません。

したがって、審判以外に現地での船などの検査や証人への尋問などを行った場合、書面（検査調書や尋問調書）を作成し、審判で証拠調べを行わなければなりません。

◇自由心証主義◇

証拠の証明力は、審判官の自由な判断に委ねられています。

これは、審判官の恣意による判断を許しているのではなく、海難審判においては、審判官の豊富な経験と識見に基づく経験法則や倫理法則にしたがった公正な判断が期待されているからです。

海難の調査と審判の流れ

